

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 30.11.20 第 197 回国会第 4 号

11 月 20 日（火）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 2 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
- （参考人）日本エネルギー法研究所理事長 野村豊弘君
さくら共同法律事務所弁護士 河合弘之君
東洋大学法学部教授 大坂恵里君

（質疑者及び主な質疑内容）

大見正君（自民）

- ・本法律案の主な改正内容である①損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け、②仮払資金の貸付制度の創設、③和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例について、各参考人の評価を伺いたい。
- ・損害賠償措置額を 1,200 億円のまま据え置くことに対する各参考人の見解を伺いたい。

初鹿明博君（立憲）

- ・原子力損害の賠償に関する法律の目的（第 1 条）について、「原子力事業の健全な発達」の文言を削除し、被害者保護に特化すべきとの指摘に対する野村参考人及び河合参考人の見解を伺いたい。
- ・原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADRセンター）からの和解案を東京電力が拒否する事例が見られる。紛争解決の仕組みの改善策について河合参考人及び大坂参考人に伺いたい。

城井崇君（国民）

- ・原子力政策を推進してきた国が原子力損害賠償において負うべき責任の在り方を明確化すべきと考えるが、各参考人の見解を伺いたい。
- ・損害賠償措置額 1,200 億円について、事業者の実態を踏まえつつ、引上げを検討する余地があるかと考えるが、野村参考人及び河合参考人の見解を伺いたい。

中野洋昌君（公明）

- ・今回の法改正において、原子力損害賠償制度の原則である責任集中及び無限責任に関する変更が行われなかったことについて、野村参考人の評価を伺いたい。
- ・今回の法改正において、変更が行われなかった原子力損害が生じた場合における賠償措置額を増額するため

には、今後、具体的にどのような取組を進めていくべきであると考えているか、各参考人の見解を伺いたい。

中川正春君（無会）

- ・原子力事業者への重い賠償責任が原子力事業の健全な発達を阻害するという懸念から、原子力損害の賠償に関する法律の目的（第 1 条）において「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を並記していることについて、各参考人の見解を伺いたい。
- ・賠償措置額は、原子力事業のコストに組み込むことが必要であるとするが、具体的な方策について、各参考人に伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・原子力損害が生じた場合における賠償措置額については、除染等に係る費用も加味してより高額に設定すべきであるとするが、大坂参考人の見解を伺いたい。
- ・今回の法改正においては、原賠ADRセンターの位置付けの明確化等も含めた改正を行うべきであるとするが、各参考人の見解を伺いたい。

杉本和巳君（維新）

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故から 7 年が経過している現在における国民の当該事故に対する認識はどのようなものか、各参考人に伺いたい。
- ・国策として始まった原子力事業を民間業者が扱うことには限界があり、その終息に向けて国有化するべきと考えるが、各参考人の見解を伺いたい。

吉川元君（社民）

- ・「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」は経済産業省の所管であり、原子力産業を推進する側が原子力損害賠

償に関わるのは適切ではないと考えるが、各参考人の見解を伺いたい。

- ・東京電力は原賠ADRセンターの和解仲介案を「尊重する」としているが、法律の世界で「尊重する」とはどのような意味を持つのか、河合参考人に伺いたい。

笠浩史君（未来）

- ・今回の改正事項である「損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け」に関し、盛り込むべき項目や基準等についての各参考人の見解を伺いたい。
- ・本法律案の改正内容では、原賠法の抜本改正に至らないため、次の適用期限の延長となる10年後までに抜本的改正の検討を行うべきと考えるが、具体的な検討項目について各参考人に伺いたい。